

第3部 参考資料

事件名	提訴時期	提訴理由	原告数	備考
サリドマイド事件	昭和三十八年六月以降	サリドマイド剤(催眠剤)の服用による奇型児の出生	被害児六三人とその家族	医師は被告となっていない。なお、昭和四十九年十月に和解が成立している。
キノホルム事件	昭和四十六年五月以降	キノホルム剤(整腸剤)により神経障害(スモン)に罹患	三〇八八人(患者、家族及び遺族)	スモン患者は約一万一〇〇〇人と推定されており、うち一五%が非服用患者とされている(昭和四十七年スモン研究協議会疫学調査)。
ストレプトマイシン事件	昭和四十六年九月	ストレプトマイシン(抗生物質)による難聴	患者一人とその家族	
コラルジル事件	昭和四十六年十一月以降	コラルジル(心臓薬)による肝・血液障害の発生	患者二〇人及び遺族	医師は被告となっていない。
ミオブタゾリン事件	昭和四十九年一月	ミオブタゾリン(筋弛緩剤)の投与により急性肝炎に罹患し死亡	患者(一人)の遺族	
クロラムフェニコール事件	昭和五十年七月以降	クロラムフェニコール(抗生物質)により再生不良性貧血に罹患し死亡	患者(二人)の遺族	
大腿四頭筋短縮症事件	昭和五十年七月	注射により大腿四頭筋短縮症に罹患	患者三人とその家族	最初医師のみが被告であったが、その後、国と製薬会社が被告となった。
クロロキン事件	昭和五十年十月	クロロキン(腎臓薬等)による視力障害の発生	患者六七人及び遺族	
クロタオン事件	昭和五十一年二月	クロタオン(抗生物質)による神経障害の発生	患者一人とその家族	

25. 医薬品による被害とその訴訟（国を当事者とするもの）

事件名	提訴年月日	裁判所数	原告数	被告	請求金額	提訴理由	判決等
サリドマイド事件	38. 6. 17 ~ 46. 9. 2	地裁 8 高裁 1 (東京ほか)	185 (患者 63)	国 製薬会社 (5社)	百万円 3,275	サリドマイド剤 (鎮 静剤等) によるサリ ドマイド胎芽症の子供出 産	49. 10. 26 東京地裁和解 成立
キノホルム事件	46. 5. 28 ~ 1. 3. 6 現在も新規 に提訴があ る	地裁 33 高裁 7 (東京ほか)	7,548 (患者 6,477)	国 製薬会社 (22社)	287,440	キノホルム剤 (整腸剤) による弛急性脊髄神経 症 (スモン) の障害	45. 10. 29 東京地裁和解 (岡山、高知、大 阪でも順次和解) 53. 3. 1 金沢地裁に始 まり東京地裁等自 か所において判決 国及び製薬会社 は敗訴 54. 9. 15 国、製薬会社 とスモンの会全国 協議会と和解確認 書の締結により和 解成立、以後順次 和解 (確認書による 和解)
クロラムフェニコール事件	50. 7. 31 ~ 53. 10. 3	地裁 1 (東京)	12 (患者 5)	国 製薬会社 (3社) 医師 (11人)	411	クロラムフェニコ ル (抗生物質製剤) による再生不良性貧血 (3人死亡)	63. 10. 11 原告、製薬会 社と和解 63. 10. 21 原告患者、国 ・医師の訴えの取 下げ 1. 1. 28 残り患者1人 製薬会社と和解
筋肉縮症事件	50. 7. 31 ~ 61. 3. 29	地裁 7 高裁 3 (東京ほか)	970 (患者 327)	国、県、市 (3) 製薬会社 (31社) 医師会、医療機関 (6) 医師 (22人)	12,347	筋肉注射による筋肉 縮症	58. 3. 30 福岡地裁白河 支部判決国勝訴・ 製薬会社敗訴 60. 3. 27 東京地裁判決 白河支部に同じ 60. 5. 28 名古屋地裁判 決 白河支部に同 じ 62. 10. 30 仙台高裁和解 1. 7. 20 東京高裁和解
未熟児網膜症事件	50. 10. 23 ~ 60. 10. 14	地裁 2 高裁 1 (東京ほか)	142 (患者 49)	国 医療機関、開業医 (28人)	3,337	保育器内への酸素の 供給過剰による網膜症	1. 5. 10 甲府地裁判決 国及び製薬会社勝 訴 1. 7. 21 東京地裁判決 甲府地裁に同じ
クロロキン事件	50. 12. 22 ~ 61. 11. 29	地裁 2 高裁 2 最高裁 1 (東京ほか)	280 (患者 94)	国 製薬会社 (6社) 医療機関、開業医 (14人)	18,390	クロロキン剤 (腎臓 薬等) による網膜症	57. 2. 1 東京地裁第1 次訴訟判決国勝訴、製 薬会社敗訴 62. 5. 18 東京地裁第2 次訴訟判決国勝訴 ・製薬会社敗訴 63. 3. 11 東京高裁第1 次訴訟判決国勝訴・ 製薬会社及び一部 医療機関等敗訴 63. 5. 21 訴外において 第1次、第2次回 を除き和解
ミオブタゾリジン事件	49. 1. 29	(小倉) 1	4 (患者 1)	国 製薬会社 (1社) 医療機関、開業医	31	ミオブタゾリジン (筋 弛緩剤) による急性肝 炎 (死亡事件)	55. 11. 25 福岡地裁小倉 支部判決 国、製薬会社勝訴 (確定)、病院開 設者敗訴
ストレプトマイシン事件	46. 9. 16	(東京) 1	4 (患者 1)	国 製薬会社 (4社) 医師	28	ストレプトマイシン (抗生物質製剤) による 聴力障害	53. 9. 25 東京地裁判決 国及び一部製薬会 社勝訴、その他の 製薬会社敗訴 56. 4. 23 製薬会社控訴 棄却
クロタオン事件	51. 2. 6	(東京) 1	4 (患者 1)	国、市 製薬会社 (1社) 病院開設者・医師	112	クロタオン (抗生物 質製剤) による視力障 害、両下肢筋萎縮障害	56. 9. 19 浦和市及び製 薬会社については、 訴外で小談成立 56. 9. 21 原告訴えを取 下げ (国を含む)

コラリジ ル事 件	46.11.10～ 55.5.20	8 (新潟ほ か)	56 (患者 29)	国 製薬会社(1社)	864	コラリジル(心臓薬) による血液障害	55.4.5 新潟地裁第1 次～第4次訴訟和 解成立 56.11.12 東京地裁、新 潟地裁に準じて和 解 58.7.25 新潟地裁第5 次、第6次訴訟和 解
エイズ事 件	1.5.8～ 1.10.27	2 (大阪ほ か)	30 (患者 23)	国 製薬会社(5社)	2,668	血液凝固因子製剤に よるエイズ感染	訴訟係属中

(注) 本表は、平成元年10月末日まで係属した事件をまとめたものである。

26. 医薬品副作用被害訴訟和解の概要

1 サリドマイド事件

昭和49年10月13日国及び製薬会社は、全国サリドマイド訴訟統一原告団代表と確認書に調印を行い、同10月26日東京地裁において和解した。以後全国8地裁において順次和解した。

和解の概要は、次のとおりである。

(1) 損害賠償金

ランク	被害児の金額 (一人当り)	患 児 数		弁 護 士 費 用
		原 告	訴 外	
A	4,000万円	24人	83人	全原告に対する賠償金額の 合計額の10%に相当する額。
B	3,300	36	82	
C	2,800	3	27	
D	1,800		46	
E	900		8	

なお、賠償額の負担割合については、国と製薬会社が協議して定める内容となっているが、その負担割合は、国1/3、製薬会社2/3である。

(2) 長期継続年金

被害児が賠償金の一部を被害児の将来の生活の安定を図るための年金として受領したい旨申し出をしたときは、国及び製薬会社は、被害児一人当たり賠償金のうち金1,500万円（Aランクに該当する被害児であって別段の申し出をしたものについては金2,000万円）を財団法人サリドマイド福祉センター（現在「財団法人いしずえ」）に支払い、被害児は財団から長期継続年金を受領する。

なお、年金額は、消費者物価指数が5%以上上昇又は低下した場合は、当該変動に応じて改定するものとする。

(3) 財団法人いしずえの業務

上記の年金原資の運用及び年金の給付並びに被害児の健康管理、医療、介護、教育、職業その他将来の生活の安定のため必要な事業を行う。

(4) 訴外者の救済

サリドマイドに罹患している者（246人）についても国と製薬会社は、昭和50年7月から昭和56年5月にかけて認定を行い、上記確認事項に準じて救済を行った。

2 キノホルム（スモン）事件

昭和52年10月29日東京地裁裁定により国及び製薬会社は、スモン原告団と和解（岡山、高知、大阪、神戸地裁でも順次和解）、ついで昭和54年9月15日国及び製薬会社は、スモンの会全国連絡協議会と和解のための確認書に調印した。

和解の概要は次のとおりである。

(1) 和解一時金

基準額	加算要素				介護士費用
	重症	一家の柱	年齢	主婦	
症度Ⅲ 2,500万円	超々重症 35%	30%	30歳未満 20%	10%	基準額+加算額に対して5%又は7.5%
	超重症 35%				
	重症 なし				
症度Ⅱ 1,700万円	なし	20%	30歳～ 50歳未満 10%		
症度Ⅰ 1,000万円	なし	15%			

なお、和解一次金の負担割合については、国1/3、製薬会社2/3である。

2) 健康管理手当及び介護費用

製薬会社は、和解患者が生存中連帯して健康管理手当及び介護費用を支払うこととし、消費者物価指数が5%以上上昇又は低下した場合は、当該変動に応じて改定するものとする。

① 健康管理手当

和解患者全員に対し月額30,000円（現在36,500円）

② 介護費用

症度Ⅲ超重症患者に対し月額 60,000円（現在79,300円）

症度Ⅲ超々重症患者に対し月額 100,000円（現在132,100円）

クロラムフェニコール事件

昭和63年10月11日東京地裁において、原告（12人（うち患者5人））は、製薬会社が和解金を支払うことで和解した。

なお、国及び医師については、訴えを取下げている。

筋拘縮症事件

1) 仙台高裁

昭和62年10月30日福島地裁白河支部の原告（9人（うち患者3人））は、被告製薬会社らが第一審判決に基づき第一審原告らに支払った金額の返還を請求しないということで和解した。

また、医師については、第一審判決前に和解している。

なお、国については、「筋肉注射によって筋拘縮症の発生を認識し、今後とも公衆衛生の向上及び増進に努めること。」という条項により和解している。

(2) 東京高裁

平成元年7月20日において山梨筋短縮症集団訴訟(原告663人(うち患者223人))は、被告製薬会社が原告に対して慰謝料等を支払うことで和解した。

なお、国については、「筋拘縮症の発生を認識し、今後とも公衆衛生の向上及び増進に努めること。」という条項により和解している。また、医師については、第一審判決前に和解している。

5 クロロキン事件

昭和63年5月21日東京高裁において第一次及び第二次訴訟に係るクロロキン全国統一訴訟原告団(原告280人(うち患者94人))は、被告製薬会社が、和解金を支払うことで和解した。

なお、国の責任については、最高裁、東京高裁及び広島地裁福山支部において訴訟が係属されている。

6 コラルジル事件

昭和55年4月5日新潟地裁において第一次から第四次訴訟の原告(患者22人)、昭和56年11月12日東京地裁において当該原告(患者3人)、昭和58年7月25日新潟地裁において第五次及び六次訴訟原告(患者4人)は、国と製薬会社が、賠償金等を支払うことで和解した。